



2025年4月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大 垣 内 剛
(コード番号：6173 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克
(TEL. 03-6758-5588)

特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、2025年2月期連結会計期間において、減損損失、特別調査費用等、課徴金引当金繰入額、暗号資産評価損、契約違約金、関係会社株式評価損を特別損失に計上しましたので、お知らせいたします。

記

1. 減損損失の計上

当社が保有する固定資産について、今後の事業環境等を踏まえ、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理を行いました。2024年10月10日付「特別損失の計上に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、連結損益計算書及び個別損益計算書において、2025年2月期第1四半期連結会計期間で減損損失82,960千円を特別損失に計上しておりましたが、2025年2月期第4四半期連結会計期間において19,320千円を特別損失に計上し、2025年2月期連結決算合計で102,280千円を特別損失に計上いたしました。

2. 特別調査費用等の計上

当社における不適切な会計処理等に関する特別調査委員会による調査費用及び過年度決算等の訂正に要する費用等が発生し、また、有価証券報告書等の訂正及び2025年2月期第1四半期報告書の提出遅延等に関する課徴金等が発生いたしました。2024年10月10日付「特別損失の計上に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、これらの費用の概算額として約240百万円を見積もっており、連結損益計算書及び個別損益計算書において、2025年2月期第3四半期連結会計期間で229,520千円を特別損失に計上しておりましたが、2025年2月期第4四半期連結会計期間において10,244千円を特別損失に計上し、2025年2月期連結決算合計で239,764千円を特別損失に計上いたしました。

3. 課徴金引当金繰入額の計上

2025年3月4日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」及び2025年3月「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しましたとおり、2025年3月4日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する4,206万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。その後、当社は、金融庁長官から2025年3月11日付審判手続開始決定通知書を2025年3月12日に受領いたしました。上記通知書に対して、当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、当該課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしました。当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付する予定であることから、連結損益計算書及び個別損益計算書において、2025年2月期第4四半期連結会計期間で42,060千円

を課徴金引当金繰入額として特別損失に計上いたしました。

4. 暗号資産評価損の計上

当社が保有する暗号資産の評価損につき、連結損益計算書及び個別損益計算書において、2025年2月期第3四半期連結会計期間で3,678千円を営業外費用に計上していましたが、2025年2月期第4四半期連結会計期間で6,297千円を特別損失に計上し、2025年2月期連結決算合計では、2025年2月期第3四半期連結会計期間における3,678千円とあわせ9,975千円を特別損失に計上いたしました。

5. 契約違約金の計上

当社は、2025年2月期第4四半期連結会計期間で株式会社東京証券取引所に上場契約違約金として960万円の支払いを行ったため、連結損益計算書及び個別損益計算書において、2025年2月期第4四半期連結会計期間で9,600千円を契約違約金として特別損失に計上いたしました。

6. 関係会社株式評価損の計上

当社は、個別損益計算書において、2025年2月期第4四半期連結会計期間で当社の連結子会社である株式会社生活救急車の株式につき、今後の事業環境等を踏まえ、197百万円を関係会社株式評価損として特別損失に計上いたしました。

7. 業績に与える影響

上記の特別損失につきましては、本日公表の「2025年2月期決算短信」に反映しております。

以上